

# ヒグマ被害防除相談窓口の開設について

## ☆ 設置の目的 ☆

- 渡島半島地域は、ヒグマの生息域と人間の活動域が近接し、人とヒグマの接触頻度が道内の他の地域と比べて非常に高く、様々なあつれきを生じています。
- また、収穫間近の農作物を荒らすヒグマが田畑に多く出没し、甚大な被害が発生しており、被害を防ぐ環境作りが大切です。
- このため、これまでのヒグマ対策で蓄積した知識や技術を活用し、営農者に対して、個人で出来る対応方法等を紹介します。

## ☆ 窓口の概要 ☆

- 相談対象者  
ヒグマによる被害を受ける可能性がある（あるいは受けている）営農者
- 相談方法
  - ・ 窓口での相談
  - ・ 電話による相談
  - ・ F A Xによる相談
  - ・ 電子メールによる相談
- 業務内容
  - ・ ヒグマ出没状況に応じた対応方法の紹介
  - ・ 電気牧柵等ヒグマ被害に効果的な防除対策の紹介
  - ・ その他

## ☆ 開設期間 ☆

令和5年(2023年)8月1日から  
令和5年(2023年)11月30日まで

## ☆ 問い合わせ先 ☆

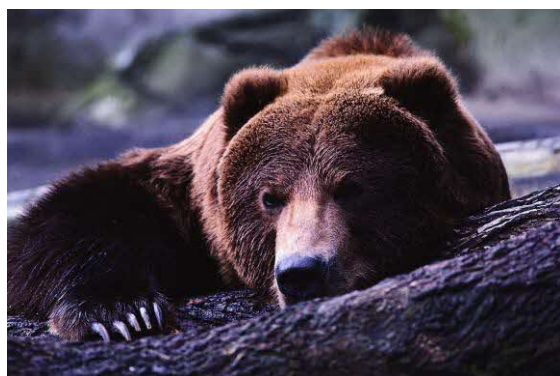
北海道檜山振興局保健環境部環境生活課  
〒043-8558

檜山郡江差町字陣屋町 336-3

Tel 0139-52-6494 (ダイヤルイン)

Fax 0139-52-5783

e-mail shuryosys.hiyama@pref.hokkaido.lg.jp



※ なお、突然の窓口への来訪には十分な対応が出来かねる場合もありますので、事前にご連絡下さるようお願いいたします。